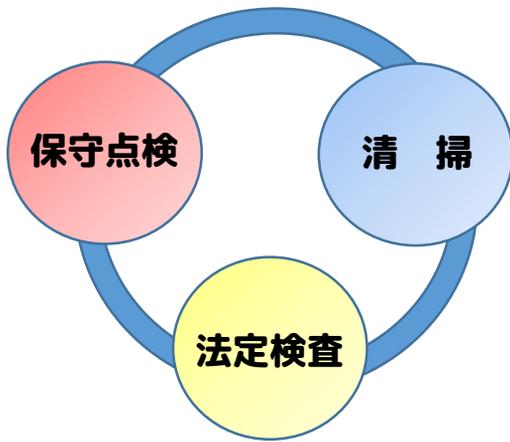


浄化槽をご利用の皆さまへ

# 浄化槽は適正な維持管理が大切です



浄化槽は、微生物の働きによって汚水を処理する装置です。そのため、微生物が活発に活動しやすい環境を保つよう、維持管理を行うことが大切です。

浄化槽の維持管理には、

「法定検査」、「保守点検」、  
「清掃」の3つがあります。

浄化槽は適正な維持管理がなされて初めて、本来の処理機能が発揮されます。



## 浄化槽管理者（使用者）の3つの義務

### 保守点検

微生物が活発に活動できるように、機械の調整、修理、汚泥の状況確認や消毒剤の補填等、定期的に行う点検作業です。

また、点検の回数は、浄化槽の種類や大きさ等により決められています。

### 清掃

浄化槽の内部には、日々汚水が流れ込むため、汚泥などが溜まっていきます。汚泥等が溜まったままになると、浄化槽の処理機能に支障をあたえ、悪臭や水質汚濁の原因となります。

浄化槽の清掃は、町の許可を受けた業者により行われます。

### 法定検査

浄化槽の保守点検、清掃などの作業が適正に行われ、浄化槽本来の処理機能が十分に発揮されているか確認するための検査です。法定検査は、年に1回、熊本県の指定を受けた、熊本県浄化槽協会が行います。

